

令和 7 年臨時第 1 回市議会会議録（第 1 日）

令和 7 年 8 月 1 日午前 9 時 30 分臨時第 1 回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	諸 富 正 也	9 番	前 原 武 美
2 番	三小田 智 裕	10 番	上津原 博
3 番	黒 田 清 隆	11 番	荒 巻 隆 伸
4 番	河 野 一 仁	12 番	瀬 口 健
5 番	森 弘 子	13 番	中 尾 眞智子
6 番	奥 蘭 由美子	14 番	中 島 一 博
7 番	吉 原 政 宏	15 番	宮 本 五 市
8 番	古 賀 義 教	16 番	牛 嶋 利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	久保井 千 代	係 長	高 野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	池 田 祐 司

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	財 政 課 長	大 坪 康 春
副 市 長	森 田 泰 平	企画振興課長	渡 邊 満 昭
教 育 長	藤 岡 育 代	総合政策課長	村 越 公 貞
総 務 部 長	梶 嶋 晋 治	介護支援課長兼 地域包括支援 センター長	山 下 優 子
企 画 部 長	坂 本 生 治	学校教育課長	松 尾 郁 代
保健福祉部長兼 福祉事務所長	田 中 聡 美	子ども子育て課長	甲斐田 美 紀
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	松 藤 典 子	農林水産課長	猿 本 邦 博
環 境 経 済 部 長	岡 俊 幸	商工観光課長	垣 田 智 章
建 設 都 市 部 長	城 戸 邦 宏	上下水道課長	松 尾 友 博
教 育 部 長	堤 則 勝	地域・防災課長	宮 本 啓 吾
消 防 長	北 嶋 俊 治	防災対策室長	小 松 輝 久
総 務 課 長	平 川 貞 雄	総務課長補佐兼 文書法制係長	久 富 将 功

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 副議長の辞職の件
- (4) 議案第41号 財産の取得について
- (5) 議案第42号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第2号）

(追加日程)

- (1) みやま市議会副議長の選挙について
- (2) 常任委員の所属変更について
- (3) 議会運営委員の選任について
- (4) 議会報編集特別委員の選任について
- (5) タブレット活用特別委員の選任について

午前 9 時 31 分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから、令和 7 年臨時第 1 回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいております。

委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長（上津原 博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

令和 7 年臨時第 1 回市議会の運営につきまして、7 月 25 日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第 1 に、本会議に付議されました案件は、副議長辞職の件、議案第 41 号 財産の取得について及び議案第 42 号 令和 7 年度みやま市一般会計補正予算（第 2 号）の 3 件でございます。

第 2 に、本会議の開催は、本日、8 月 1 日の 1 日間といたします。

第 3 に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照の方お願い申し上げます。

第 4 に、審議方法につきましては、3 件いずれも即決といたします。審議方法につきましては、副議長辞職の件の 1 件につきましては簡易表決とし、議案第 41 号 財産の取得について及び議案第 42 号 令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）の 2 件につきましては、起立採

決といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、皆さんにお諮りをいたします。

本臨時会の会期につきましては、本日１日間にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定をいたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第２．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、12番瀬口健君、13番中尾眞智子君、兩名を指名いたします。

日程第３ 副議長の辞職の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第３．副議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によりまして、除斥事件でありますので、９番前原武美君の退場を求めます。

〔前原武美議員退場〕

○議長（牛嶋利三君）

お手元のタブレットに配付のとおり、前原副議長より副議長を辞職したいとの申出がございます。

お諮りをいたします。申出のとおり、９番前原武美君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、９番前原武美君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

前原武美君の入場を許可いたします。

〔前原武美議員入場〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいま、副議長が欠けております。

お諮りをいたします。みやま市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、みやま市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第1 みやま市議会副議長の選挙について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. みやま市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行ってください。

〔議場閉鎖〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に1番諸富正也君、2番三小田智裕君、両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（牛嶋利三君）

投票用紙の配付漏れはないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせていただきます。

〔投票箱点検〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、今、議会事務局職員さんから丁寧に改めていただきましたが、異状はないという事でございます。

それでは、投票箱の異状なしということで認めてまいります。

早速、これより投票に移りますが、念のために申し上げます。

投票は単記無記名でありますので、投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願いたいと思います。

なお、他事記載並びに白票につきましては無効といたします。

それでは、早速投票を行います。事務局長、よろしくお願いします。

〔投票〕

○議長（牛嶋利三君）

皆さん方からの投票漏れはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行ってまいりたいと思います。

諸富正也君及び三小田智裕君、この両名は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（牛嶋利三君）

お待たせいたしました。

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

であります。

有効投票のうち

前原武美君 7票

中島一博君 9 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、中島一博君が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（牛嶋利三君）

ただいま副議長に当選をされました中島一博君が議場におられます。会議規則第32条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

副議長に当選された中島一博君に当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（中島一博君）

ただいま副議長に当選させていただきました中島一博でございます。

私、議員23年目になりますけれども、今までポストにあまり固執することがございませんでしたが、牛嶋議長が再度、議長に立候補し、また議長を続けるということで、私自ら議長を支えるために、副議長に立候補したわけでございます。

議長を支えながら、議会を円滑に推進できるよう、議員の皆さんの御協力のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、当選の挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第 4 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 4．議案第41号 財産の取得についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。

それでは、議案第41号 財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、27か所の本市指定避難所における生活環境改善のための避難所資機材を追加購入するに当たり、その予定価格が20,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、避難所資機材の仕様書策定を行い、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、避難所資機材の取得価格は29,554,580円、契約の相手方は株式会社ミヨシ福岡営業所でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

この部分については、条例を含めてしたものを、今回、契約が調ったということで購入に至ったというふうに思いますけれども、今回、議案の10ページあるいは11ページで詳細な説明がされております。その件について若干お伺いしたいというふうに思います。

まず、ちょっと気になるのが避難所ということでありまして、避難所の定員等がきちんとしてあるというふうに思いますけれども、それに基づく備品購入ということでいけば、今回懸念する分で行けば、瀬高中学校、東山中学校、山川中学校が215人、320人、275人の収容人員ということでありまして、数が、これは15個、15個、15個です。しかし、まいピア高田、これは収容人員200人ということでありまして、今回、購入が215個ということになっております。

あとその次のMIYAMAXも、避難所の人間は160人が収容人員ということでありまして、購入分で行けば、追加購入が193個ということになっております。

私の見た資料でいけば、これはみやま市のホームページに書いてあった避難所の一覧から引っ張り出した分と合わせてしております。ここが何で避難所の数と購入の数、ここまで差異があるのか、まず第1点目、それをお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

皆さんおはようございます。先ほどの上津原議員の御質問にお答えします。

この11ページの議案書の予定一覧には載っていないんですけれども、今、上津原議員が言われたように、ホームページのほうで掲載されている避難所の一覧の数を言われたんですけれども、その避難所の一覧の収容人数につきましては、感染症対策として、本来の2分の1の収容人数となっております。

今回、議案書の11ページにある追加購入資機材配備予定一覧の施設名、山川市民センター、まいピア高田、MIYAMAXにつきましては、避難所用間仕切りテントの追加購入と、既存の保有数がこの資料にはないんですけれども、ホームページの収容人数と比べたら上回る数となっております。

この3施設、山川市民センター、まいピア高田、MIYAMAXにおいては、それぞれ旧町の中でも一番多く避難者が訪れる拠点としての公共施設でありまして、市が福祉避難所として指定しています。特に長期避難となれば、多くの高齢者や障がいがある方など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を受け入れるために、その3つの避難所につきまして、そういう意味で、この3施設に集中的に資機材を配備する予定にしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

そこら辺がちょっとこれではなかなか読み取ることができませんでした。そういった福祉関係の避難所に指定してあった分について、より手厚い配備をするというようなことだろうというふうに思います。

それと、あと若干ホームページと今回の資料を見比べたときに、私、総務委員会に所属しております。基本的に災害の関係でいけば、総務委員会の中で説明があつてしかりだろうというふうに思いますけれども、今回、高田多目的研修集会所（飯尾）の分が書いてありますけれども、ホームページ等を見れば、旧竹海小学校しかないとですよ。総務委員会にはそういった説明が一切ありませんでした。なぜそういったことがあつたのかというのをちょっとお伺いしたいというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

先ほどの御質問なんですけれども、高田多目的研修集会所、この11ページに載っております飯尾の集会所につきましては、今年度と来年度に旧竹海小学校の改修工事に入るために、一時的に避難所を変更しておるところです。そちらに資機材を配備する予定になっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

旧竹海小学校の件については、それは説明を受けておりました。ただ、それがそういった避難所の変更というところまでは聞いておりませんでしたので、なるべくそういった部分も変更があれば報告をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと、今回こういった部分でかなり多くの資機材等が配備をされるということでもありますけれども、大体この資機材の配置という分が、避難される方のそういった福祉の方以外ですよ。大体収容人員の何割程度等、何かそこら辺の検討かなんかされてからのこの数字になっているのか。それか、その地域の方の要望でされているのか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

先ほどの御質問ですけれども、今回の配備数とかは、この地域・防災課で考慮して、この数を決めておるんですけれども、実は福岡県が平成24年3月に作成しております地震に関する防災アセスメント調査報告書というのがありまして、この中の人的被害の想定では、地震が起こったらみやま市では避難者が5,365名という数字が実はあります。そういった意味からすると、今回、整備したことによって、この5,365名という想定からすると、避難者数に対して、6割くらいの対応はできるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

この中で、資料の中の11ページのほうなんですけど、先ほど上津原議員からもありました収容人員に対する数については、ある程度説明を受けましたが、これだけの大量の数に対して、こういった保管の方法をされるのか。各施設——27ですか——の中に、それぞれ配置、配備されるのか、それとも一括管理されて、そういった適材適所のほうに設置されるのかをひとつ伺いしたいと思っております。

ただ、今まで私もこういった災害のときに避難所を設定されたときに、いろんな台風、大雨、いろんなときに、実際こういった避難所に行ったことがございますが、まずは今回、津波の中で相当避難された分を見えますと、どうしても空調施設がないところについては避難がされない。そしてまた、そこから設備があるところに避難を余儀なくされてある。そういった分が今回も見受けられたわけですね。みやま市もそういった避難状況のときは私もずっと行きますが、ほとんど小学校の体育館には避難されていないんですよ。職員さんだけがおられます。そういったところにこれを配置したからといって、長期ならどこでも空調関係なく避難という形になりますけど、私もいろんなところにボランティアで避難、そういったところに行きました。そういったところを見ますと、健康管理も含めて集中管理した避難所設置をされてあるんですが、こういったふうに、同じように配置されるという分が、どのように考えて、大災害向けなのか、今まで従来の避難なのか、そこらを含めて教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

先ほどの前原議員の御質問にお答えします。

まず、今回の配備する数については、資機材については、この11ページに示しております数を、基本的にはそのそれぞれの倉庫なりに保管する予定です。

ただし、11ページ、27の筑後広域公園体育館の下にあります協定福祉避難所とか、今後予定しているペット避難所という数については、市の防災倉庫に置くつもりです。基本的に各小学校体育館等の施設等に置く予定です。

それと、基本的に避難所、体育館以外は空調設備が一応ついた避難所になっております。

それと、この分、今前原議員も言われたように、なかなか避難所、職員は2名体制でやっております、その中で、あくまでもこの資機材については、やっぱり配慮が必要な方とか高齢者とか増えています。高齢者とか、障がいの方とか、配慮が必要な方に提供する目的というのが一つありますし、当然今言われたように大規模災害ですね、そういったときに、先ほども言いましたけれども、地震が五千何百人の数字等も出されておりますので、基本的に大規模災害が起こって、長期避難になったときに活用するという部分も考えております。

しかしながら、こういった大規模災害がなくても、何回も言いますけど、配慮が必要な方とかには対応していかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

そこら辺、十分検討された箇所、数といいますか、だろうと思いますが、現実を捉えていただきたいと思います。今まで過去に全部、避難箇所の累計はあると思いますが、幸いにみやま市は大災害がなく、長期避難というようなことはなかったにしろ、今日のこの自然災害を見ますと、そういった部分を考えなければいけないという部分もございます。

そういった部分に対して、今言いますように高齢者、体の不自由な方については、やはりそういった空調施設が整った、安心できるような形が、全国を見ても、そういった避難所が優先設置されてあります。

ここに数があるからということじゃなく、皆さんが安心して避難させていただくような箇所にこれは少し調整されて、そこにそういった分を十分に配置したほうがよくないかなというふうに思っておりますので、これについては十分、前からあるからということではなくして、現実を捉えたところで検討していただきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

宮本地域・防災課長。

○地域・防災課長（宮本啓吾君）

ありがとうございます。あくまでもこれは配備予定ですけれども、今の御意見ありがとうございます。また、内部でもそういった部分を踏まえながら配備していきたいと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第41号 財産の取得につきましては、原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第42号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第42号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年2月に、学校給食で提供したウズラの卵を喉に詰まらせ、児童が死亡する痛ましい事故が発生いたしました。

今回の補正予算は、この学校給食事故に関し、みやま市を被告として損害賠償請求の提訴がなされたことに伴い、訴訟代理人を立て対応していく費用につきまして補正をお願いするものでございます。

本市としましては、今回の提訴に当たり、学校給食を提供する上で注意・指導すべき事項の範囲並びに事故発生時の対応に関する過失の有無について、司法の判断を仰ぐため、これに応訴することとしております。

それでは、議案書14ページをお願いいたします。

令和7年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,512千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,459,293千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。19ページでございます。

20款1項1目：前年度繰越金1,512千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明いたします。20ページでございます。

2款1項1目の訴訟代理人委託料は、本市を被告として提訴された令和7年（ワ）第177号損害賠償請求事件について、当該訴訟に関する業務を弁護士に委任するための訴訟代理人委託料の今年度分1,512千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

痛ましい事故から1年半近くたっておりますが、その間、和解への道はなかったのかが1つ。

それから、学校で亡くなった親との裁判闘争について、みやま市に何のメリットがあるのか。

3つ目は、この裁判の争点はどういうことになるのか。お金なのか、それとも給食に対する在り方、そこら辺、どういうことが闘争の中心となってくるのか。

3点についてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと古賀議員よろしいですか。本件については、先月25日の全協の中でもしっかり説明をいただく、そして、それに対する先生方からの質問、このことについては、ある程度説明——ある程度というのが議員さん方には納得いただくだけの説明をいただいております。

総括すれば、これは訴訟を受けて、被告として市が裁判を受けるわけですね。それに対する本件のこの議案第42号は、応訴する弁護士費用というのが基本です。

ですから、朝の全協でも申し上げましたとおり、やっぱり議題外の内容、あるいは自己のそうした意見というようなことに至らない程度の質問でお願いしておきたいと思います。

それで、今、古賀議員の質問についてのこの3点、答弁ができる範囲でお願いしてまいりたいと思います。

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

おはようございます。ただいまの質問に対しまして、2番、3番について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

親御さんとの裁判について、市のメリットがあるのかということでございますけれども、先ほど議長のほうからもございましたとおり、現状といたしましては市のほうに訴状が届いております。こちらについては、先ほど市長の提案理由でもありましたように、学校給食を提供する上で注意・指導すべき事項の範囲並びに事故発生時の対応に関する過失の有無について司法の判断を仰ぐ必要があるということで応訴させていただきたいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

3番目の裁判の焦点につきましては、先ほど申し上げましたところが焦点になるんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

古賀議員、よろしいですか。8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

もうそれは全協の中でもいろいろありましたけれども、今の３点のほかにも、親御さんとか、担任の先生とか、過失という言葉が今市長の中にありましたけれども、あまりマスコミの中にそういうことで、いろんなあることないことをたたかれてくるかと思いますが、そこら辺、もう１年半過ぎておりますので、そこでまたこういうことをやっていって、結果としていい方向に向かうのかどうか、ちょっと心配しておりますけれども、そこら辺、それは今議長からありましたとおり、答えていただけるならば答えていただきたいと。どういうふうなそこら辺を、双方に対する皆さんからの誹謗中傷が出てまいりと思いますが、どういうふうな受け取ってあるのか、答えられるだけで結構でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○10番（上津原 博君）

今の質疑については、議案と一切関係ないということですので、取下げをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

今、質問中であります古賀議員、今、議運の委員長からも指摘いただいております、ちょっともう議題外の、これは事件そのものが——事件というと、今回のその事件じゃないですよ。この議案提出の事件ですね、このことについてはちょっと内容質疑そのものが、的外れと言ったらちょっと語弊がありますが、ちょっとそぐわないというふうに思っておりますので、取下げをさせていただきたいと思います。よろしいですか。

ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

それでは、これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第42号 令和7年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開につきましては、ブザーなり、連絡をさせていただきますと思います。

午前10時27分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

各常任委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

お諮りをいたします。常任委員の所属変更につきまして日程を追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、常任委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第2 常任委員の所属変更について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 常任委員の所属変更についてを議題といたします。

総務常任委員の吉原政宏君から文教厚生常任委員に、文教厚生常任委員の瀬口健君から総務常任委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出がございます。

各議員から申出のとおり、常任委員会の所属を変更いたします。

それでは、ここで再び暫時休憩をいたします。再開は迫ってブザーなり、ほかの方法で連絡をさせていただきます。

午前10時54分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

ただいま各常任委員会におきまして委員長、副委員長が互選されました。その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に奥藺由美子君、副委員長に黒田清隆君。

文教厚生常任委員会委員長に中尾眞智子君、副委員長に諸富正也君。

産業建設常任委員会委員長に河野一仁君、副委員長に古賀義教君。

以上のとおりでございます。

続きまして、議会運営委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

また、議会運営委員の辞任につきまして、森弘子君、上津原博君、中島一博君、以上3名より辞任の申出がありましたので、委員会条例第14条の規定によりまして、これを許可いたしましたので、報告をいたします。

続きまして、議会報編集委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

また、議会報編集委員会の辞任について、奥藺由美子君、中尾眞智子君、両名より辞任の申出がございましたので、委員会条例第14条の規定によりまして、これを許可いたしましたので、報告をいたします。

続きまして、タブレット活用特別委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

また、タブレット活用特別委員の辞任につきまして、河野一仁君より辞任の申出があり、委員会条例第14条の規定によりまして、これを許可しましたので、報告をいたします。

続きまして、議会改革調査特別委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

ここで、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題

としたいと思います。このことに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任につきまして、日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第3 議会運営委員の選任について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第3．議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長が指名することとなっております。

したがいまして、三小田智裕君、河野一仁君、奥藺由美子君、以上の3名を新たに議会運営委員会に指名をいたします。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました3名の諸君を新たに議会運営委員として決定することといたしました。

ここで、議会報編集特別委員会の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会報編集特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第4 議会報編集特別委員の選任について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第4．議会報編集特別委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長が指名することになっております。

したがいまして、黒田清隆君、森弘子君、以上2名を新たに議会報編集特別委員に指名することといたします。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました2名の諸君を新たに議会報編集特別委員とすることに決定をいたしました。

ここで、タブレット活用特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、タブレット活用特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第5 タブレット活用特別委員の選任について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第5. タブレット活用特別委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長が指名することとなっております。

よって、荒巻隆伸君、以上の1名を新たにタブレット活用特別委員に指名をいたします。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました荒巻隆伸君を新たにタブレット活用調査特別委員とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は追ってブザーなりで報告をいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時38分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

ただいま議会運営委員会、議会報編集特別委員会、タブレット活用特別委員会、議会改革調査特別委員会の各委員会において、委員長、副委員長が互選されました。その結果を報告いたします。

まず、議会運営委員会委員長に吉原政宏君、副委員長に三小田智裕君。

議会報編集特別委員会委員長に古賀義教君、副委員長に森弘子君。

タブレット活用特別委員会委員長に奥菌由美子君、副委員長に荒巻隆伸君。

議会改革調査特別委員会委員長に中島一博君、副委員長に吉原政宏君。

以上のとおりでございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、お諮りをいたします。

本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして、議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年臨時第1回市議会を閉会いたします。

午後1時40分 閉会

上記会議の次第は、久保井千代の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利 三

みやま市議会議員 瀬 口 健

みやま市議会議員 中 尾 眞智子